

## 子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況について

### 資料2

## 子育て支援対策等特別委員会説明資料

# 子どもの権利に関する条例（仮称）の検討状況 について

平成21年（2009年）5月22日

### 1 子どもの権利に関する条例（仮称）の骨子（試案）に対する市民意見募集の実施

#### （1）意見募集期間

平成20年（2008年）11月15日～平成21年（2009年）2月28日

#### （2）広報

ア 「広報ひろしま市民と市政」（平成20年（2008年）11月15日号）

イ 人権啓発広報紙「しあわせ」（平成20年（2008年）11月30日配付）

#### （3）市民意見募集の結果

##### ア 意見提出者数、件数

計357人（団体含む）、574件

（参考 年齢別の状況）

区分	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	団体	不明	総計
提出者数（人）	3	11	57	84	64	71	27	6	3	31	357
構成比（%）	0.8	3.1	16.0	23.6	18.0	19.9	7.5	1.6	0.8	8.7	100.0

#### イ 提出意見の内訳（複数意見あり）

区分	件数
条例の必要性等に関する意見	445
条例の検討プロセスに関する意見	26
条例の骨子（試案）に関する意見	91
骨子（試案）全体に関する意見	(22)
前文に関する意見	(6)
名称に関する意見	(4)
目的に関する意見	(1)
子どもの権利の内容に関する意見	(24)
子どもの権利の行使に関する意見	(1)
権利を保障するための大人的責務に関する意見	(17)
子どもの権利の保障の仕組み、子どもの権利の保障の検証に関する意見	(10)
子どもに関する基本的な施策、施策の総合的な推進に関する意見	(6)
施策の提言等	12
総計	574

（ ）内の数字は内数。

(4) 意見の概要とそれに対する広島市の考え方

ア 条例の必要性等に関する意見

	意見の概要	件数	広島市の考え方
1	<p>条約、憲法、他法令により子どもの権利は守られており、新たに条例を制定する必要はない。</p> <p>条例の必要性が理解できない。今までの施策について運用を改善すれば十分である。</p> <p>条例ができてもいじめや虐待はなくならない。</p>	9 23	<p>児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約に掲げられている暴力や虐待からの保護、健康・医療への権利、意見を表明する権利などの子どもの権利は、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、身近な地域や家庭、学校の中で実現していくことが必要です。</p> <p>地方自治体の法規であり、市民への強いメッセージ性がある条例を制定することにより、家庭や学校、子どもに関わる施設、地域などあらゆる場で子どもの権利についての市民の理解が深まるとともに、社会的な規範が強化され、社会全体で子どもを支援する環境づくりができると考えており、そのことがいじめや児童虐待のない社会をつくることにもつながるものと考えています。</p> <p>また、子ども施策の実施に必要な予算措置や子どもに関する総合的な計画の策定の根拠をこの条例で定めることにより、子ども施策をより一層充実させることができると考えています。</p>
2	<p>子どもの権利条約は貧困や戦争等によって子どもたちが生存さえ保障されない状況がある開発途上国向けのものであり、何不自由なく生活している今の日本の子どもにはそぐわないのではないか。</p>	13	<p>条約は、憲法第98条により誠実に遵守することが必要であるとされていますが、子どもの権利条約を批准して15年たった今も、子どもが巻き込まれる犯罪や児童虐待、いじめ等の重大な子どもの権利侵害が数多く起こっています。</p> <p>また、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの弱体化などによる子どもと子育て家庭の孤立化、電子メディアからの有害情報の氾濫などにより、子どもが健全に成長するための環境が悪化しています。</p> <p>このように、我が国においても、子どもが健やかに成長するうえで子どもの権利が十分に保障されているとは言いがたい状況があることから、子どもの権利条約の理念を踏まえて、子どもの権利の保障を進めることができます。</p>

	意見の概要	件数	広島市の考え方
3	<p>子どもを立派な大人に育てるのは親の責任であり、子どもの権利よりも親の義務、責任を果たさせることが先決である。</p> <p>子どもを守るために親を教育することが必要である。親がきちんと子どもに模範を示し、子どもを育てることができなければ子どもを守ることができない。</p>	19	<p>子どもの権利の保障を進めるためには、大人が子どもの権利を正しく理解し、生活の様々な場面で、子どもの権利について配慮することが必要です。</p> <p>そのため、条例骨子（試案）においても、保護者の責務として、「子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有することを自覚し、子どもの発達しつつある能力に適合する方法で指示及び指導を行い、子どもを守り育てる」と掲げています。</p> <p>地方自治体の法規であり、市民への強いメッセージ性がある条例にこうした規定を盛り込むことにより、親がその責任を適切に果たすことにつながるものと考えています。</p>
4	<p>子どもの権利を前面に出すと弊害があるので、いじめや虐待の防止に特化した条例をつくるか、又は既存の青少年健全育成条例などで対応すればよいのではないか。</p>	12	<p>子どもの権利に関する条例は、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利の保障を進めることを目的とするものであり、いじめや虐待などから守られることだけでなく、子どもが健やかに成長することの支えとなる総合的な条例にしたいと考えています。</p> <p>また、青少年健全育成条例は、青少年の福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、青少年の健全な保護育成を図ることを目的としたものです。</p> <p>このように視点を変えた両方の条例があることにより、子どもが心身ともに健やかに育つことができると考えています。</p>
5	<p>未成熟で義務や責任が果たせない子どもに権利を与える必要はない。</p> <p>自分の力で生活していくこともできない立場で、権利のみを主張するのはおかしい。</p> <p>子どもと大人は対等ではない。親が指導して立派な大人に成長したときに初めて権利行使できる。</p>	36	<p>子どもの権利は、条例によって新たに権利を認めるというものではなく、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。したがって、大人でも子どもでも権利の主体としては同等であり、また、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではありません。</p> <p>条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。</p>

	意見の概要	件数	広島市の考え方
6	<p>子どもの権利より社会のルールを守ることや道徳、他人への思いやりなどを教えることが先ではないか。</p> <p>子どもたちが学ぶべきことは、権利を主張して利己主義に陥ることではなく、自分を多少犠牲にしても世のため、人のために尽くす精神である。</p> <p>大切なのは思いやりの心であって権利ではない。権利という文言は思いやりを奪い、お互いに傷つけあうだけである。</p>	35	<p>子どもの権利は、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利です。</p> <p>子どもは、権利行使の経験を通して、社会のルールや道徳などを身につけることが大切であり、そのための大人的適切な指導も必要です。子どもの権利条約においても、親（保護者）は、子どもの発達に応じて適切な指導を行う責任、権利及び義務を有するとされています。</p> <p>また、子どもは権利行使する際に、他人の権利を尊重しなければならないことや、自分の行動に責任を持つことを学ぶことが大切です。条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。</p>

	意見の概要	件数	広島市の考え方
8	<p>自由や権利の前には必ず責任や義務があることを教えることが必要である。</p> <p>権利は義務を伴うものであり、義務を果たせない者には権利を主張することはあり得ない。</p>	32	<p>子どもの権利は、条例によって新たに権利を認めるものではなく、子どもの権利条約や日本国憲法に定められている、子どもが生まれながらにして持っている基本的な権利であり、何かの義務を果たすことの見返りに与えられるものではありません。</p> <p>また、子どもは権利行使する際に、他人の権利を尊重しなければならないことや、自分の行動に責任を持つことを学ぶことが大切です。条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。</p>
9	<p>子どもを教育するには、時には子どもに規制・強制をすることも必要であり、それが権利侵害とされるのであれば、しつけや教育は成り立たない。「権利を守る」という美辞に惑わされ、本当に実行なければならぬ指導やしつけが疎かになるのではないか。</p> <p>子どもに権利を与えて自己判断させるより、子どもは親の責任で教育すべきものである。</p>	22	<p>子どもの権利の保障を進めるためには、大人が子どもの権利を正しく理解し、生活の様々な場面で、子どもの権利について配慮するとともに、子どもの最善の利益の観点から、大人は子どもの成長や発達に応じた適切な指導、助言を行う必要があります。</p> <p>そのため、条例骨子（試案）においても、保護者の責務として、「子どもの発達しつつある能力に適合する方法で指示及び指導を行い、子どもを守り育てる」と掲げています。</p>
10	<p>子どもには苦労や我慢の経験が必要であり、子どもを守るだけではひ弱な人間になる。</p>	6	<p>子どもの権利の保障を進めることは、何でも子どもの言いなりになるということではありません。大人は、子どもの最善の利益のために、適切な指示及び指導を行なう必要があります。</p> <p>条例を制定し、子どもが権利を正しく学ぶことのできる環境づくりをより一層進めることによって、正しい権利行使の仕方を理解した大人に成長できるものと考えています。</p>

	意見の概要	件数	広島市の考え方
11	既に同様の条例を制定している他の都市で問題が起こっているのに、なぜ条例を制定しようとするのか。	12	<p>平成12年に川崎市が「子どもの権利に関する条例」を制定して以降、各地の自治体で子どもの権利条約の理念を踏まえた条例づくりが進められています。</p> <p>自治体によって条例の内容は様々であり、これらの条例の内容やその施行後の状況を十分踏まえながら、本市における条例の内容を検討していくたいと考えています。</p>
12	児童虐待の原因としては、親の不安やストレスによるものも多く、親の現状が改善されなければ意味がない。子どもの権利を守るために、まず親としての権利が大事である。	4	<p>子どもの権利が保障されるためには、保障を推進する立場にある大人自身の権利も保障されすることが重要であり、そのためには、子育て家庭への支援施策をより一層充実させる必要があります。</p> <p>子育て家庭への支援施策を含む子ども施策の実施に必要な予算措置や子どもに関する総合的な計画の策定の根拠を条例で定めることが大人の権利の保障にもつながると考えています。</p>
13	特定のイデオロギーに基づいて条例をつくろうとしているのではないか。	5	すべての子どもたちが健やかに育つ社会の実現を目的に、子どもの権利条約と日本国憲法に定める権利をより実効あるものとするために条例づくりに取り組んでいるものであり、特定のイデオロギーに基づくものではありません。
14	人は自分の権利を認識してはじめて人の権利も守ろうと思うものである。条例の制定を通じて大人も子どもも権利について学ぶ良い機会になると思う。  わがままや身勝手を許すことと権利を保障することは全く違う。一方の言い分を押し通すことは相手を尊重していないのでお互いの権利を保障することにはならない。違う考え方や欲求を話し合う中でお互いが納得できる解決策を見つける方法を身につけていくけるように家庭や学校で教育していくかなくてはならない。	7	ご意見を踏まえて、条例（案）を作成してまいります。

	意見の概要	件数	広島市の考え方
15	現代の子どもたちの権利は守られているとは決して言えないでの、条例が必要である。	5	ご意見を踏まえて、条例（案）を作成してまいります。
16	実効ある法整備として条例をつくることが、子どもの権利を守るための身近なセーフティネットとなる。	1	ご意見を踏まえて、条例（案）を作成してまいります。
17	平和都市として知られている広島市が子どもの権利を大切にしないのであれば、世界に核兵器の廃絶を訴えても説得力を持たない。	2	ご意見を踏まえて、条例（案）を作成してまいります。
18	子どもの権利は大人が当然に守るべきものであり、子どもの発達を保障するうえで条例が必要である。	9	ご意見を踏まえて、条例（案）を作成してまいります。
19	特に理由を書かずに条例の制定に賛成する意見	14	
20	特に理由を書かずに条例の制定に反対する意見	112	
その他意見等			
<ul style="list-style-type: none"> <li>本当に子どもたちが必要としているのは権利ではなく、夢や希望である。自分も大人になったらあんな大人になりたいと思えるような大人の姿である。</li> <li>老人は子どもより弱い存在であり、一人暮らしの老人も尊重されるべきである。</li> <li>男女共同参画が推進され、男も女も社会へ出た結果、子どもたちは学校から誰もいない家へ帰ることになり、家族をはじめとする人間関係のコミュニケーションが取れない子どもが増え、バーチャルリアリティに頼り現実に向き合えない人間ばかりになってしまう。</li> </ul>			

イ 条例の検討プロセスに関する意見

	意見の概要	件数	広島市の考え方
1	条例制定の取り組みが市民に十分理解されているとは言えない。もっと十分な広報活動を行うべきである。	19	子どもの権利条約の理念や条例制定に取り組む本市の考え方について広く市民に理解していただくことが必要であると考えており、市民講演会の開催や巡回パネル展の実施など様々な手法で広報に努めたいと考えています。
2	市民や学校関係者の意見を聞くことが単なる条例制定のためのステップであってほしくない。 条例ありきではなく、反対意見が多ければ条例制定を見送ることも考えてほしい。 関係者の意見を十分聞きながら、時間をかけて議論すべきである。	1 3 3	今後とも、広く市民や学校関係者、PTAなどの意見を聞き、共通認識を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

ウ 条例の骨子（試案）に関する意見

条例の骨子（試案）の内容については次のようなご意見をいただいております。

いただいたご意見を踏まえて、条例（案）を作成していくことを考えております。

(ア) 骨子（試案）全般に関する意見

	意見の概要	件数
1	条約にある年齢に応じてあるいは公序良俗に反しない限りといったという視点が欠けており、また、子どもの権利ばかりを強調し、条約にある保護・育成の視点がみられない。	2
2	拡大解釈の危険性があり、実効性のない条例になる危険性があるため、スローガン的な規定は避けるべきだ。	1
3	障害の子どものことに触れてほしい。	1
4	子どもは基本的に親が育成していくものである。保護者を無視し、社会全体で子育てを行うとはいうのはおかしい。	3
5	経済的な活動の一部に位置づけるとは、子育てをお金で評価するのか。内容が不明確だ。	2
6	教育委員会や学校とこの条例との関係を明確にする必要がある。	1
7	学校、教員と子どもとの関係（管理権等）は明確に記述すべきだ。	2
8	子どもたちにも分かるやさしい言葉づかいで書いてほしい。	1
9	「子ども」は「子供」と表記するべきだ。	2
10	「子どもの権利」という言葉に違和感を感じる。	2
11	児童虐待・子育て放棄（意図的な）に対しては罰則規定を設ける必要がある。	1
12	自治体が子どもまたはその保護者に資金面で助成する条件も明確に記述すべきだ。	1
13	理念だけを並べた条例を制定しても、その精神が至るところで發揮され実行されなければ意味がない。 財政面の保障、教育条件面の拡充をするなど具体的な行政支援が行われ、心を病む母親や子どもたちの「かけこみ寺」となるようなやさしい行政の姿を示してほしい。	3

(イ) 前文に関する意見

	意見の概要	件数
1	「子育てを個人の力に頼るだけでなく、子育てを支援することを経済的な活動の一部として位置付け、社会全体で子育てを推進していくことが重要」を「子育ては個人の力に因ることを基本とし、社会全体で精神的、経済的にも支援推進していくことが重要」と簡略な文章表現とするのがよい。	1
2	世界で初めての被爆地であることを踏まえて書かれ、「国際平和文化都市」を謳うことは、広島で作られる条例として大変意義がある。	2
3	「平和のうちに生活する権利」、「平和を守る」との表現も盛り込んではどうか。	1

	意見の概要	件数
4	改めて条例にするようなことではないと思う。大人の意識の問題であり、当然のことだ。	1
5	「子どもは未熟である」、「家族に愛されることで成長する」旨の表現を加え、健全育成の視点による修正その他文言の修正を行うこと。	1

(ウ) 名称に関する意見

	意見の概要	件数
1	「広島市子どもの権利に関する条例」がよい。	1
2	「子供の権利」がはっきり謳われたものがよい。	1
3	「広島市子供条例」がよい。	1
4	「広島市こども道徳条例」がよい。	1

(エ) 目的に関する意見

	意見の概要	件数
1	「権利を保障する」を「権利を保障し擁護する」に修正し、健全育成の視点による修正その他文言の修正を行うこと。	1

(オ) 子どもの権利の内容に関する意見

○ 子どもの権利の内容全般に関する意見

	意見の概要	件数
1	権利は「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「年齢に応じた表現をする権利」に限定すること。 「年齢に応じた表現をする権利」は、「自分らしく生きる権利」、「参加する権利」を再編、修正した内容のものとすること。	1

○ 安心して生きる権利に関する意見

	意見の概要	件数
1	体罰を削除する。体罰の教育的評価は、未だ国民的合意を見たとはいせず、市が条例でこれを否定するのは拙速だ。	1
2	なぜ体罰が虐待、いじめ、犯罪と同じレベルで論じられるのか。体罰とはどのようなことを指すのか具体的でない。	1
3	体罰は暴力であり、人が人に対する行為ではない。	2
4	「長時間放置されたり、放任されないこと」を項目として加え、その他文言の修正を行うこと。	1

○ 自分らしく生きる権利に関する意見

	意見の概要	件数
1	「プライバシーが守られること」を盛り込むことに反対する。家庭も含めた教育現場の混乱、家庭・地域・学校から子どもが適切な教育を受ける機会の喪失につながる。	2

	意見の概要	件数
2	この日本で最も憂うべきは“公”的意識が希薄になっている人が増えているということに尽きる。それがあなたの生き方だからと言って尊重していくには、社会は成り立たない。	1
3	「プライバシーが守られること」に「但し、親など保護者が子どもを正しく導くために子どものプライバシーに関与せざるを得ない時には、必要最小限とすること」を加えること。	1

○ 豊かに育つ権利に関する意見

	意見の概要	件数
1	権利という言葉はふさわしくない。至極当然のことだ。	1
2	遊ぶ権利、休息する権利行使されると、授業が成り立たず、不登校や中退を増加させる。	2
3	休息する権利は悪用される恐れがある。	2
4	児童虐待、子育て放棄、親の収入の格差によって教育がきちんと受けられないことを防止するためには、教育を平等に受ける権利など必要だ。	2
5	「社会の一員としての適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけ、自覚と責任をもつよう育てられること」を項目として加え、その他文言の修正を行うこと。	1

○ 参加する権利に関する意見

	意見の概要	件数
1	何でも子どもの意見を聞けば良いというものではない。意見表明権を使えば子ども達は思い通りに反映できると勘違いを起こしかねない。	3
2	子ども達に大人の意見を刷り込んで、子どもの意見として表明させ、子どもを利用して大人のやりたいことを実行するために利用するのではないかと危惧する。	1
3	配慮できない意見表明もあります。配慮することにより対立を生むこともある。	1
4	「意見を表明するために、必要な情報の提供その他適切な支援を受けされること」は、自己責任を養うことを奪ってしまう恐れのある内容だ。与えられる情報だけでなく、自分で情報を取りに行くことが将来役に立つ。	1

(カ) 子どもの権利の行使に関する意見

	意見の概要	件数
1	子どもの権利行使で「自分の権利が尊重されるのと同様に他人の権利を尊重すること」と言っているがこれは単なるお題目であるように思える。自分の主張を実現するためには相手が納得しなくとも従わせなければならない。	1

(キ) 権利を保障するための大人の責務に関する意見

○ 権利を保障するための大人の責務全般に関する意見

	意見の概要	件数
1	条例化する必要はない。  「子どもの責務」を項目として加えること。(内容は次のとおり。)	1
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 子どもは、自分を大切にするとともに、他の人を大切にし、基本的な社会のルールを守るように努めなければなりません。</li> <li>◎ 子どもは、前項の責務を果たすために、次に掲げる役割を担うものとします。</li> </ul> <p>(1) 子どもは権利とともに社会生活の中で基本的なルールを学び、それらを大切にすること。</p> <p>(2) 子どもは他の人の権利を大切にした上で、自分の権利を実現すること。</p> <p>(3) いじめや差別などの他の人を苦しめることを行わないこと。また、いじめや差別などがなくなるよう努めること。</p> <p>(4) 発達状況に応じて、社会の一員として責任と役割を理解し、果たすよう学ぶこと。</p>	1

○ 市の責務に関する意見

	意見の概要	件数
1	事業者に対する支援とはなにか。子どもへの支援は家庭を通じて行うのが原則であり、家庭を基礎的な集団単位として位置づけしているのが国連採択の「児童の権利条約」(子どもの権利条約)だ。	1
2	<p>「権利の保障」を「権利の保障及び擁護」に、「事業者に対する支援」を「事業者との連携と支援」に修正し、次の項目を加え、その他文言の修正を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 家族のふれあい、心の通う温かい家庭づくりの推進と、家庭の教育力の向上支援</li> <li>◎ いじめや虐待を受けた場合に安心して容易に相談や支援を受けることができる体制の充実</li> <li>◎ 子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のための体制の充実</li> <li>◎ いじめや虐待を受けた子どもの心身のケア、いじめや虐待の加害者への適切な対応のための総合的対策</li> <li>◎ 家庭や地域における子育ての総合的な支援</li> </ul>	1

○ 保護者の責務に関する意見

	意見の概要	件数
1	「指示及び指導」という言葉は上から強制力を持っておしつけるというニュアンスがあるので、「支援」としたほうがよいように思う。条例の精神にはじまないのではないか。	2

	意見の概要	件数
2	虐待と騒の差の判断はどこにおくのか。民法では「成年に達しない子は、父母の親権（監護・教育）に服する。」とあり、虐待の定義をはっきりしておかねば、親権を犯し、条例が民法を侵す恐れがある。毅然とした教育も大切である。このような項目をわざわざ設ける条例制定には反対だ。	1
3	<p>「保護者の責務」を次のとおり修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任を有することを自覚し、子どもの発達段階に応じて、子どもが適切な生活習慣や社会的なルール、思いやりなど豊かな情操を身に付けながら成長することができるよう深い愛情と責任をもって助言、支援、指導すること。</li> <li>◎ 家族のふれあいを通じて、心の通う温かい家庭をつくること。</li> <li>◎ 子どもの成長、養育に必要な生活条件を整えること。</li> <li>◎ 養育する子どもに対し、児童虐待や養育放棄、精神的苦痛を与える行為などを行なわない。</li> </ul>	1

○ 地域住民の責務に関する意見

	意見の概要	件数
1	「子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行なうよう努めること」は子ども中心主義を地域社会に求めるものであり、反対する。	1
2	子どもの声や行動に対して、育児、家事、仕事、学校行事、子ども会活動と負担が多い母親に対して、見守る地域であってほしい。	1
3	<p>「地域住民の責務」を次のとおり修正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 子どもが社会で生活するルールを身につけ、主体的に判断できるよう、子どもの発達状況や子どもとの関係に応じて、必要な助言もしくは支援、指導、激励に努めること。</li> <li>◎ すべての子どもを見守り、育てるという視点を持ち、人と人のつながる安全で安心な地域づくりに努めること。</li> </ul>	1

○ 学校等の関係者の責務に関する意見

	意見の概要	件数
1	「子どもが主体的に学び、及び健やかに育つことができるよう、必要な支援に努めること」とあるが、学校は集団で同時に教育をする所であり個人レッスンの場所ではない。節度を守り、規律ある行動ができることが前提でなければ学ぶことのできない所だ。	1
2	なぜ体罰が虐待、いじめと同じレベルで論じられるのか。体罰とはどの様なことを指すのか具体的でない。	1

	意見の概要	件数
3	学校では、先生も、子どもをきちんとさせたい、成長させたいという気持ちから罰を与える。親も自分の子どもが悪いのだから少しばかりたたかれてもしかたないと言う。体罰をなくすのは容易ではない。子どもをどう導いてどう注意していくべきかを示していく必要があると思う。	1
4	義務を教えてないで、子どもの条例の権利ばかりを教えていたのでは、子どもは暴走しているまい、遊ぶ権利を常に行使し、学校に不満の意見だけを常に表明するような生徒が出現し、まじめな生徒の勉学の権利を奪う恐れがある。	1
5	「虐待、体罰、いじめ等の被害者を保護し、支援する。」旨の表現を加え、「支援」を「指導、支援」に修正する等の文言の修正をすること。	1

○ 事業者の責務に関する意見

	意見の概要	件数
1	子育て支援の手当支給、残業の免除、フレックスタイムの導入、子育て中の人の仕事のカバー等々、具体的に提示されなければ、事業者は対応できない。	1

(ク) 子どもの権利の保障の仕組み、子どもの権利の保障の検証に関する意見

	意見の概要	件数
1	「子どもの権利の内容」にふさわしい「子どもの権利の保障の仕組み」、「検証」を具体的に盛り込むべき。(人的・物的・予算的保証) 「仕組み」としては、児童相談所の充実とどこが違うのかよくわからない。	1
2	何も具体的に述べていない。 人権を守るためとして、国民の自由を侵害し、監視社会を出現させてしまう恐れがある。	2
3	オンブズパーソン制度の弊害が川崎市や川西市で報告されており、子どもの権利を保護するためのオンブズパーソンの設置は、ある特定の思想をもつ者に利用されるだけで危険だ。 更に強力な権限を与えたために、オンブズパーソンから勧告を受けた側の人権が侵害され、救済される制度がないことがわかる。	2
4	多様な解釈ができる権利を公権力が設定して、その保護のために権力で介入するという手法には断固反対する。	1
5	誰がするのか。親、教師、民生委員では足りないのか。	1
6	オンブズマンや権利保障の組織ではなく健全育成も担当する「子ども条例委員会」を設置すること。	1
7	児童相談所、学校、スクールカウンセラー等、制度の見直し、予算の確保、連携の取れるシステムなど子どもの救済機能を充実させてほしい。	1
8	「権利侵害」を「いじめや虐待などの権利侵害」に、「聴く」を「聴き、助言し、支援し、指導する」に修正する等の文言の修正をすること。	1

(ケ) 子どもに関する基本的な施策、施策の総合的な推進に関する意見

	意見の概要	件数
1	基本的な施策と総合的推進はもっと検討を深めるべきだ。	1
2	子どもの育ちの支援以外は納得できない。特に参画の推進、権利の普及は理解できない。	1
3	子どもの最善の利益は何を指しているのか。何がなくて何が悪いのは結果論であり、個人によって大きく受け止め方が違うため、よりベターを考えるべきだ。	1
4	子どもがのびのびと生活が出来る遊び場の提供も必要だ。 ヨーロッパでは、道路一本作る時でも、まず子どもの遊び場について考え、作成すると聞いている。	1
5	具体的に何をするのかわからない。また、既にある施設、部署等で対応できそうで新たに施設等を作るのは無駄ではないかと思えるものがある。	1
6	「子どもに関する基本的な施策」、「施策の総合的な推進」を次のとおり修正すること。 「施策の総合的な推進」は「推進計画」とすること。  子どもに関する基本的な施策 ● 子どもの施策を推進する場合の配慮すべき事項及び考え方 ○ 子どもにとって一番良い結果をもたらすことを考えるという視点の必要性 ○ 子育ての第一の責任は親や保護者にあり、それを支えるために市や地域は連携していくという考え方 ● 子供を守る施策の推進 ○ いのちと健康の保障 ○ いじめや虐待を受けた場合に安心して容易に相談や支援を受けることができる体制の充実 ○ 子どもが抱える問題の早期発見、早期対応のための体制の充実 ○ いじめや虐待を受けた子どもの心身のケア、いじめや虐待の加害者への適切な対応のための総合的対策 ● 子どもの健全育成の支援 ○ 居場所づくり、自然体験の場づくり、子供にとってよりよい環境の創造 ○ 学習と発達の保障 ○ 健全育成環境の保障 ○ 安全で文化的な環境の保障 ● 子育て家庭の支援 ○ 子育て家庭を支援するネットワークづくり等 ○ 家庭や地域における子育ての総合的な支援	1

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家族のふれあい、心の通う温かい家庭づくりの推進と、家庭の教育力の向上支援</li> <li>● 子どもの社会参加への支援</li> <li>○ 子どもの社会参加の場と機会の保障</li> <li>○ 子どもへの情報の提供及び啓発</li> <li>○ 子どもに関する施策や施設の運営に関して子どもの意見を表明する機会や場の確保</li> <li>● 子どもの「安心して生きる�利」、「豊かに育つ権利」、「年齢に応じた表現をする権利」の正しい理解の普及</li> <li>○ 学校教育及び社会教育における子どもの「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「年齢に応じた表現をする権利」の正しい理解のための教育又は学習の振興・調査・研究</li> <li>○ 子どもの「安心して生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「年齢に応じた表現をする権利」の保障と擁護の状況と子どもの健全育成の状況について、調査し、又は研究するため子供条例委員会の設置</li> </ul> <p><b>推進計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための総合的な計画の策定 市は、子どもに関する施策の推進に際し、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利の保障、擁護が総合的かつ計画的に実施されるように、次の項目に配慮し、推進計画を策定します。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもに最も良い結果をもたらすものであること。</li> <li>(2) 一人ひとりの子どもに配慮すること。</li> <li>(3) 子どもの現状の調査、把握に基づいたものとすること。</li> <li>(4) 親など保護者、子ども施設に関わる人、子どもの健全育成に関わる人、市民の意見を聞くこと。</li> <li>(5) 推進計画を公表すること。</li> </ol>	
--	--	--

	意見の概要	件数
3	子どもに対する性犯罪者について、情報公開、規制をしてはどうか。 (所在の公表、ビデオや出版物を買う際の身分証提示要求)	1
4	「子どもの未来」を真剣に考えられるのなら、抽象的に子どもの権利を云々する前に、できることは具体的なことがいくらでもある。予算等の老人重点主義を再検討することも必要と考える。	1

## エ 施策の提言等

	意見の概要	件数
1	子どもを取り巻く環境を良質なものとしてほしい。 (教育環境、家庭環境、地域環境、医療体制、親の勤務体制及び子育て環境の改善、保育・幼児教育の充実、良質な睡眠の確保、子どもの意見を反映させる施策等)	9
2	教職員を教育できる環境に置いてほしい。一生懸命頑張っている教員をつぶす事なく教育に専念させてほしい。学校は子どものすばらしい教育の場であってほしい。	1

## 2 平成 21 年度（2009 年度）の取組

### （1）広島市子どもの権利に関する条例（仮称）について意見を聞く会の開催

広島市子どもの権利に関する条例（仮称）について意見を聞く会を 6 回開催し、条例（案）の内容等について検討

### （2）子どもの現状把握・意見反映

#### ア 子ども会議の開催

子どもたち自らが、条例の内容や必要性について考え、意見を発表

#### イ 学校を通じたアンケート調査の実施

### （3）子どもの権利条約の理念や条例の考え方についての周知・啓発

#### ア 市民向け、子ども向けのわかりやすいパンフレット等の作成

#### イ 出前講座など市職員による市民説明会の開催

少人数によるワークショップ（公民館における講座の開催など）を開催

#### ウ 子どもの権利について造詣の深い学識経験者による講演会の開催

多くの市民が参加でき、正しく理解できるような講演会を開催

#### エ 市職員への啓発のための研修会の実施

子ども施策クロスセクションの活用等により、職員研修を実施し、友人知人を通じた広報活動を実施

#### オ 校長会など学校関係者との協議

学校関係者と共に認識を図るため、子どもの権利条約の理念や条例の考え方に関する周知方策などについて協議

#### カ 広報活動の展開

広報紙や市ホームページの活用、新聞折込による周知・啓発

### （4）条例（案）及び具体的な施策の検討

#### ア 子どもの権利を保障する具体的な施策の検討

子どもの遊び場の充実、社会的養護体制の充実、子どもの意見を市政に反映させる仕組みの導入等

#### イ 子どもの権利の保障状況を検証する仕組みの検討

子どもに関する施策の推進について市に意見・勧告等を行う機関の設置

#### ウ 総合的な相談支援を行う拠点機能の整備についての検討

相談窓口の一元化、体制の充実

#### エ 学校の円滑な運営を支援する仕組みの検討

課題を抱える児童や保護者に対応する専門家の配置など人的支援体制の充実

## 子どもの権利に関する条例（仮称）の骨子（試案）についての意見聴取の取組状況

### 1 子どもの意見を聞く会

#### ア 実施状況

	学 校 名	年 月 日	参 加 者 数
小学校	古田台小学校（小学校 5・6 年生）	平成 20 年(2008 年) 11 月 10 日	12
	可部小学校（小学校 6 年生）	平成 20 年(2008 年) 11 月 25 日	10
	牛田小学校（小学校 6 年生）	平成 20 年(2008 年) 11 月 27 日	10
中学校	砂谷中学校（中学校 3 年生）	平成 20 年(2008 年) 12 月 18 日	10
	高取北中学校（中学校 1 年生）	平成 20 年(2008 年) 12 月 19 日	10
	楠那中学校（中学校 1・2 年生）	平成 20 年(2008 年) 12 月 22 日	7
高等	基町高等学校（高校 2 年生）	平成 20 年(2008 年) 11 月 14 日	7
	美鈴が丘高等学校（高校 1・2・3 年生）	平成 20 年(2008 年) 11 月 17 日	12

#### イ 意見の概要

別紙 1 のとおり。

### 2 市民説明会・市民講演会

#### ア 実施状況

区分	内 容	場 所	年 月 日	参 加 者 数
説明会	市職員による子どもの権利に関する条例（仮称）の骨子（試案）の説明	安佐南区民文化センター	平成 21 年(2009 年) 1 月 24 日	12
		東区民文化センター	平成 21 年(2009 年) 1 月 31 日	23
		佐伯区民文化センター	平成 21 年(2009 年) 2 月 7 日	17
講演会	講演会・パネルディスカッション	南区民文化センター	平成 21 年(2009 年) 2 月 15 日	101

イ 意見の概要

別紙2のとおり。

3 関係団体への説明・意見聴取

ア 保育園・学校関係者等への説明・意見聴取

(ア) 実施状況

団体名等		年月日	参加者数
保育園	市立保育園長会幹事会	平成20年(2008年)9月11日	8
	私立保育園協会役員会	平成20年(2008年)9月12日	10
児童養護施設・母子生活支援施設関係者		平成20年(2008年)9月26日	5
幼稚園	市立幼稚園長会	平成20年(2008年)9月5日	27
	私立幼稚園協会役員会	平成20年(2008年)10月21日	20
小学校	市立小学校長会(役員)	平成20年(2008年)9月9日	10
	市立小学校長会(全体)	平成20年(2008年)9月17日	141
中学校	市立中学校長会(役員)	平成20年(2008年)9月19日	10
	市立中学校長会(全体)	平成20年(2008年)9月25日	65
	市立中学校長会(役員)	平成20年(2008年)10月9日	10
	市立中学校長会(全体)	平成20年(2008年)11月11日	65
高等学校	市立高等学校長会	平成20年(2008年)9月11日	9
市PTA	市PTA協議会役員	平成20年(2008年)9月4日	10
	市PTA協議会母親委員会	平成20年(2008年)10月23日	10
	市PTA協議会役員会・理事会合同会議	平成20年(2008年)12月17日	24

(イ) 意見の概要

別紙3のとおり。

イ 民生委員・児童委員、その他各種団体等への説明・意見聴取

(ア) 実施状況

団体名等		年月日	参加者数
地区	中区民生委員児童委員等 (吉島東地区)	平成20年(2008年)10月16日	9
	東区民生委員児童委員連絡協議会	平成20年(2008年)11月10日	34

団体名等	年月日	参加者数
南区民生委員児童委員協議会 児童福祉部会	平成20年(2008年)11月13日	36
西区民生委員児童委員協議会 児童福祉部会	平成20年(2008年)11月11日	8
安佐南区民生委員児童委員協議会 児童福祉部会	平成20年(2008年)10月28日	21
安佐北区民生委員児童委員協議会 児童福祉部会	平成20年(2008年)9月29日	24
安芸区民生委員児童委員協議会	平成20年(2008年)11月14日	22
佐伯区主任児童委員連絡会会議	平成20年(2008年)11月7日	18
市女性団体連絡会議	平成20年(2008年)11月27日	14
市青少年健全育成連絡協議会	平成20年(2008年)12月2日	8
市地域活動連絡協議会	平成21年(2008年)1月30日	14
市児童館指導員労働組合執行委員会	平成20年(2008年)12月5日	19
市留守家庭子ども会指導員労働組合 執行委員会	平成20年(2008年)12月10日	26
広島人権擁護委員協議会 子どもの人権専門委員	平成20年(2008年)12月24日	5
市子ども会連合会	平成21年(2009年)1月20日	14
市学区体育団体連合会	平成20年(2008年)11月15日	371
市体育指導委員協議会	平成20年(2008年)12月13日	305
市商工会連絡協議会	平成20年(2008年)12月22日	1
広島商工会議所	平成20年(2008年)12月22日	1
県中小企業団体中央会	平成21年(2009年)1月9日	1
市薬剤師会	平成21年(2009年)1月17日	17
安佐医師会	平成21年(2009年)1月19日	9
市歯科医師会	平成21年(2009年)1月28日	12
市医師会小児科医会	平成21年(2009年)2月2日	1
市母子寡婦福祉連合会	平成21年(2009年)2月10日	10

団体名等	年月日	参加者数
市手をつなぐ育成会	平成21年(2009年)2月16日	20
市障害者父母の会	平成21年(2009年)2月17日	15
市中途失聴難聴者協会	平成21年(2009年)2月17日	3
市ろうあ協会	平成21年(2009年)2月18日	1
広島市おやじサミット	平成20年(2008年)8月30日	45
ひろしまの子どもを守る実行委員会	平成20年(2008年)11月28日	30
子どもの権利条例制定に反対する 広島市民集会	平成20年(2008年)12月6日	約400

## (イ) 意見の概要

別紙4のとおり。

## ウ 広島市PTA協議会への説明・意見聴取

## (ア) 実施状況

団体名	年月日	参加者数
西区PTA連合会	平成21年(2009年)2月1日	21
安佐北区PTA連合会	平成21年(2009年)2月21日	60
中・南・安芸区PTA連合会	平成21年(2009年)2月28日	87
佐伯区PTA連合会	平成21年(2009年)2月28日	378
安佐南区PTA連合会	平成21年(2009年)3月7日	52
東区PTA連合会	平成21年(2009年)3月14日	74

## (イ) 意見の概要

別紙5のとおり。

## 子どもの意見を聴く会における意見の概要

## ア 小学校

区分	意見の概要
安心して生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニュースで虐待を受けた子どもがいることを知ったり、不審者情報が出て集団下校したりする日があるなど、子どもが安心できない状況があるのがとても気になっている。</li> <li>平和で安全でないと、他のことすべてが始まらないと思う。</li> <li>大人が、家で子どもに接する時間をしっかりと持つことが大切である。</li> </ul>
豊かに育つ権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>「豊かに育つ権利」に、「朝ごはんをしっかりと食べること」を入れてほしい。</li> <li>休まないと病気になってしまうから、休むのは大切だ。</li> <li>いろいろな芸術や文化を学んでおくと、将来活用できるかもしれない。</li> </ul>
自分らしく生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>比べられるのは好きではない。一人一人の違いや個性を認めてほしい。</li> <li>人にはそれぞれ良いところや悪いところがあるけど、それらを認めて、誰もが自分らしく生きることが一番大事だ。</li> </ul>
参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の意見を聞いてもらっている。これからも聞いてほしい。</li> <li>親は聞いてくれなくても先生はちゃんと聞いてくれる。親は分かっているよう子どもの気持ちをきちんと分かっていないことがある。しっかりと聞いてほしい。</li> <li>自分の意見を言って、いつもその通りになるとは限らないけど、「こういう考え方もあるんだな」と聞いてもらうことが大切だと思う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利は最低限のライン。権利があるからわがままをしていいということではない。</li> <li>大人の指示やちゃんと教えてもらうことがあって、権利は意味があるものになると思う。権利は大切に使わなければいけない。</li> <li>広島市が決めて子どもにこんな権利を与えると言っても、実行するのは大人だから、大人にはしっかり考えて広めていってほしい。</li> </ul>

イ 中学校

区分	意見の概要
安心して生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やけがをした時、「お金がない」「医者がいない」ために治療が受けられないのはとても不安で安心して生きることはできない。病気やけがをした時に治療を受けるのは重要だと思った。</li> <li>最近でも子どもが巻き添えになる事件がたくさん起こっていて、平和とは言い切れないと思う。</li> </ul>
豊かに育つ権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラブや塾で結構忙しく、家では遊びらしい遊びをする時間があまりないので、もう少し遊ぶ時間がほしい。</li> <li>地域と関わることで豊かに育つわけではないと思う。大切なのは、友達や身近な目上の人とのかかわり、人間関係を学ぶことだと思う。</li> </ul>
自分らしく生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分のことを言わないと自分自身を分かってもらえないことがある。ちゃんと言うことも、きちんと聞いてもらえることもどちらの大事だ。</li> <li>学校でも家でも、大人に、他の人と比べられていやな思いをした。他の人の違いをもっと認めてほしい。</li> <li>個性を認めないことからいじめが起こる場合があると思う。いじめは個性や他人との違いを認めることで解決するかもしれない。大人には、子どもの異変に気づき、一緒になって考えてほしい。</li> <li>自分の考えを持つこと、自分らしく生きることは大切だ。</li> </ul>
参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>今は大人に自分の意見を言えるし、自分が大人になった時でも、子どもの意見を聞いて大事にしていきたい。</li> <li>普段は言えないことでも、自分の意見が言える場があれば言えるので、そういう場はあった方がいい。また、与えられるばかりでなく、自分で見つけることも大事だ。</li> <li>いじめについて話し合いをして、学級の問題を解決したから、話し合いは大切だと思った。</li> <li>子どもの頃から自分の意見を主張できるようになれば、大人になった時に、自分の思い・考えを積極的に発言でき、社会に貢献できる人になれると思う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利として認められていることと、何もかも自由にできるということは当然区別しないといけない。</li> <li>子どもの権利条約は、子どもを主体として考えているのでとてもよいと思う。</li> </ul>

ウ 高等学校

区分	意見の概要
安心して生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心して生きることがすべての始まりだと思う。これが守られて初めて「豊かに育つ」「自分らしく生きる」「参加する」権利が存在する。</li> <li>「愛情を持って育ててもらうこと」があればすべてが満たされる。</li> </ul>
豊かに育つ権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の人と関わることは、同世代の人とは違う考え方を聞くことができるので大切なことだと思う。</li> <li>「疲れたときは休むこと」は、例えば授業中に寝たりすることとはき違える人もないとはいえない。権利として明記されると、我慢できないのではないか。</li> <li>スポーツや文化について、子ども版の広報紙などで情報提供してほしい。</li> <li>体験学習とか多様な機会を与えて、小さい子どもが好奇心を満たせる場を作ってほしい。</li> </ul>
自分らしく生きる権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の良さや他人との違いを認めてもらうことも、まわりの人が一人一人違うことやそれぞれに個性を持つことを認めることが大切だと思う。</li> <li>自分の考えを大切にして生きていきたいが、他人と比較されることはすごく嫌な気持ちになる。</li> <li>「自分らしく」ばかりを強調して、自己中心になる人が増えると困る。</li> </ul>
参加する権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>選択肢の幅が狭くなり何も選べなくならないように、いろいろな知識を教えてもらいたい。</li> <li>一人一人が別々の思い・考えを持っていて、それを話せる場所があって聞いてもらえるようにしてほしい。また、互いの意見、子どもだけでなく大人の意見も交流できる場を設けていくことは大切だ。</li> <li>自分が大人になった時、子どもが不満を抱いた時に子どもの意見を聴けるようになりたい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>わがままは自分だけ通用するもので、権利は世間のみんなが当然だと認めてだと思う。</li> <li>集団でいる時に権利ばかり主張するのはよくない。集団には守らないといけないルールやマナーがあるのだから、権利を抑えて我慢することも必要だ。</li> <li>子どもの意見をちゃんと聞いて、子どもの思いを生かしてくれる仕組みを作ってほしい。</li> <li>子どもの権利条約は大人の義務でもある。</li> </ul>

## 別紙2

## 市民説明会 発言・アンケート

区分	意見の概要
(制定の意義)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童憲章に宣言されているような、骨子（試案）の目的にあるような社会を実現してほしい。</li> <li>権利と権利が対立した時にどう対処したらいいかを含め、経験の中で、それぞれが違う意見だということを認めることを学べるようになるのであれば、条例を制定してほしい。</li> <li>条例を制定すること自体が子どもへの「大切にされているといふんだよ」というメッセージになる。</li> <li>子どもが自分ではどうにもならないような社会的厳しさを味わわないようにするのが本来、行政の責務であるから、子どもの権利を保障する条例を作ることは非常に大事である。</li> <li>今後大人が話し合いながら子どもを育していく一つの指針として条例ができればいいと期待している。</li> <li>子どもは大人と違って、まだ権利等を学び理解する機会をもっていないから、それを保障することを条例の中で大人の責務とし、子どもを守ろうとしている。その趣旨は必要である。</li> <li>子どもの権利という言葉が一人歩きして、学校や地域が混乱するのではないかという危惧を持っている。</li> <li>親としての躊躇もできなくなるのではないかと不安を感じる。</li> <li>子どもが仮に権利の主体ということであれば、責任も問われることになり子どもにとって厳しいことになるのではないかと思う。</li> <li>大人は子供を保護するのが当然であって、権利を与えて育てるようなものではない。</li> <li>守られて守られて育ったような子ども達ばかりで、不景気な荒波の中で戦っているのかと思ったときに、あまりにも骨抜きにされすぎるのではないか。</li> <li>条例ができたからといって虐待が無くなるわけではない。個別に必要な規定を定める方が効果的だ。</li> <li>どうして今、条例を作る必要があるのか。ほかにやるべきことがあるのではないかと感じる。</li> <li>子どもを健全に育てる仕組みは必要だと思うが、そのために子どもの権利が必要な理由がわからない。</li> </ul>
(検討プロセス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市が今考えている条例は、基本的にはあたりまえのことでの、1994年に条約を批准して10年くらい経っているので、遅いくらいだと思う。</li> <li>市民が子どもの権利等について共通に本質を理解することがまず大事である。</li> <li>もっと広く意見を聴き、賛成・反対の意見の人たちが皆で話し合えるような場をつくることが必要である。</li> </ul>

区分	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は強引に制定ありきで進んでいる。もっと公平な立場に立って話を進めて、結果的に撤回することも含めて検討してほしい。</li> <li>いい話ばかりでなく、悪い事例や具体的な不安の意見も公表して、両方の意見を聴かせてほしい。</li> </ul>
(前文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本国憲法及び条約の理念に基づき」とあるが、子どもが対象ということであれば、教育における憲法ともいえる教育基本法も加えるべきだ。</li> </ul>
条例の内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>4番目の項目で「子育てを個人の力に頼るだけでなく、云々」の部分について、子育てはやはり保護者、家庭、家族が中心だと思う。</li> <li>子育てをすることを経済的な活動と位置づけるのも介護の例などを見るとどうかと思う。利潤追求の経済活動にはなじまないのではないか。</li> </ul>
(保障・相談機関)	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利の保障について、調査はどのようにするのか不安がある。強制的に調査を行うような話になるのか。</li> <li>子どもと子どもの権利がぶつかったときはどういう対処をする予定なのか。権利を主張したときに、どっちが正しいかを決めるのは誰が決めるのか。</li> </ul>
(権利・責務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「学び、遊び、休息すること」は誤解されやすいので、補足があった方がいい。</li> <li>今の子は言っても仕方がないというのが強いという感想を持っている。そこを変えていけたらいいというので、条例はそういうところに活かせるようになっていけばいい。</li> <li>ここに書いてある自分の意見を正しく表明し、あるいはそのことでお互いがお互いのことを知り合い、尊重しあい、個性を大事にして、社会を作っていくという、新しい文化を子どもたちが作っていってくれたらいい。</li> <li>子どもが自分の意見を主張できるような人間になっていかなければいけない。そういう下地を社会が作ってあげるという立場から、こういう権利に関するについて、もうちょっと親が真摯に考えていく必要があると思う。</li> </ul>
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利を変に利用して悪さをする子もいるので、学校等とも協議してルールをつくらなければいけない。</li> <li>子どもたちが社会に出る前に、権利の中身を学習すること、権利行使することを含めてすべて学習することが大切だ。</li> <li>学校での道徳教育が先行すべきだ。</li> <li>まず権利を教えるのではなく、まず社会のルールを大人がきちんと教育していくべきだ。</li> <li>子どもに権利を与える前に親の教育をしてほしい。親がきちんとした教育ができれば、子どもは理解してくれる。</li> <li>記述が大まか過ぎて市民は賛成も反対もできないと思う。</li> </ul>

## 市民講演会アンケート

区分	意見の概要
自由意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島市が子どもを守ろう、大切にしたいという意志があるならば、条例制定は反対はしない。子どもの命が守られるならば、あって良いのではと思う。</li> <li>・ 色々なしくみ作りのために条例があることが、うしろだてとなり、作りやすくなるなら早く制定すべき。</li> <li>・ 制定される必要はあるが、それには全体的に理解できるよう市民に説明が必要ではないかと思う。</li> <li>・ 子ども達の現実に目を向ける大人たちが少なすぎるとと思うので、議会を通して定める条例という形で、主権者である大人の問題として、取り上げることができる。</li> <li>・ 具体的、効果的に行うために良いと思いました。社会や地域、大人、子どもに認識や普及など指導、支援などなど。</li> <li>・ 条例が出来ればすべて解決されるというわけではないと思いますが、条例作成することで子どもを囲む大人が子どもの育ちに关心を持ち、条例が状況を少しでも良くしていく促進剤となればと考えます。</li> <li>・ 子どもを一人の人間として認め、接するためにはとてもよいことだと思う。荒廃した社会、希薄な人間関係から、子どもを一人の人間として見ていない大人、親が多いように思う。</li> <li>・ 条例を作ることは条件整備をしていくことだという話には説得力があると思う。「条例を生かしていく」とても良いと思う。</li> <li>・ 子どもを取り巻く環境(学校等)を子ども達にとって、よりよくしたいという市民の声、子どもの声をよりとどけやすく実現させるための制度として必要だと思った。</li>   <li>・ アドバルーンを上げて都合の良い運営をする方向に向かっている感じがして、不安を感じる。</li> <li>・ 条例を制定したいという市側の意図がそのまま反映されている。条例を制定する意義を感じられなかった。</li> <li>・ 制定されればいじめが増えると思った。</li> <li>・ 今の社会の問題点を子ども条例で解決しようとしている。もっと違うところに問題があり、広島市がもっと活性化する市政をしてほしい。大人の問題を子どもにすりかえているようだ。</li> <li>・ まず、道徳の教育をすることが大事。条例を制定することは社会が良くなるようには思えない。権利と権利のぶつかり合いの社会になってしまふと思う。</li> <li>・ 解決しなければと言っている問題と揚げている言葉の羅列(骨子試案)とのあまりにもかけ離れたギャップにめまいを感じた。</li> <li>・ 現実を見てほしい。まずはこんなきれいごとが、通用するだろうか?</li> <li>・ 本当に条例を制定することで自己肯定感が育つか、精一杯に生きている親を、子どもを守れるのか、苦しんでいる親を、子どもを救えるのか。</li> <li>・ 子どもの権利条例にしなければならない理由がわからない。子どもの健全育成であるならば健全育成条例で良い。現場の声をしっかり聞いて市は方向を定めてほしい。</li> </ul>

区分	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳観念をしつけとして教える事(家庭教育)が大切であって、条例などである意味でしばりつけることは反対である。</li> <li>・ 大人の意識が変わらなければ、制定をしても意味がないと思う。</li> <li>・ なぜ、今の法体系の中で子どもの健全育成ができないのか?その中で努力する必要あり。子どもの権利条例については全く不要と考える。</li> <li>・ 子どもを権利の主体と見るか、保護の対象とみるかで手法も変わってくる。即ち、前者は権利を言うであろうし、後者は道徳教育で十分ということになる。これまで不十分であった道徳教育をしっかりと実施すれば現在の諸問題には対応できると考える。</li>   <li>・ 子どもの権利条約の真の意味を広めていくためにゆっくり議論して進めていけばよい。</li> <li>・ もっと情報提供や話を聞く機会があれば良い。</li> <li>・ 条例を何の為に制定されるのか、市民全体が理解するために何らかの取組みなどして市民が必要だと思えるような状況にしてから制定するべきと思う。</li> <li>・ 条例の制定にあたり、もっと市民の参加が必要ではないか。良い所、悪い所の意見をたくさん出していったほうが良い。</li> </ul>

別紙3

## 保育園・学校関係者等の意見の概要

区分	意見の概要
条例の制定について	<p><b>(全般)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広島市の子どもをどのように育てていくのかということを考えて制定して欲しい。</li> <li>保護者の責任をより明確にする条例にして欲しい。</li> <li>現場のことをくわしく知り、そのことに基づいて考えていくことが大切である。</li> <li>理想論では子どもは救えない。現場にこの条例を持っていくことがカンフル剤になるのか。</li> <li>学校の先生が理解して推進するようなものでないとだめだ。</li> <li>子どもの目線に立って、「悪いことをしている友達がいたら、注意ができる」子どもの育成を目指した条例にして欲しい。</li> <li>学校現場・保護者が元気になるような条例にして欲しい。</li> <li>実効性は関係法令で担保されているので、品格のある理念的な宣言条例として欲しい。</li> </ul> <p><b>(制定の意義)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定の背景・必要性をわかりやすく具体的に整理すべきである。</li> <li>憲法・条約・関係法令があるのに、条例を制定する必要性が明確でない。</li> <li>青少年育成条例では足りないのか。</li> <li>いじめや虐待は条例ができたからといって解決できるものではない。</li> <li>虐待に気づかない親がこの条例で果たして気付くのか。</li> <li>子どもが権利ばかり主張するようになる。</li> <li>親が権利保障を求め条件整備を要求することが増え学校が混乱する恐れがある。</li> <li>各校では校則等の指導内容を決めているが、指導ができなくなるのではないかと心配している。</li> <li>条約や条例の理念はわかるが、子どもや親の理不尽な要求に学校・施設が苦労している実態があり、それを助長するとの懸念がある。</li> </ul>
条例の内容について	<p><b>(前文)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文の「子どもは周りの人から愛され・・・」と子育てが結びつくと、親の責任放棄につながる。</li> <li>前文の「社会全体で子育て」と言っても、今は地域基盤が壊れている。</li> </ul> <p><b>(権利・義務)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就学前の子どもの権利が薄い。乳幼児の意見表明権等、就学前の子どもの視点を入れて欲しい。(言葉や表情、しぐさから、気持を十分に受け止める)</li> <li>生存権が一番大事である。</li> <li>他者への敬意が大切である。</li> <li>みんなを守るというのでは、本当に守るべき子どもたちを守れない。</li> <li>権利を守る範囲が広すぎる。約束事が多いとだれも見なくなる。</li> <li>一番問題なのは自律的な子どもに育っていないということ。自律的な子どもになるというその視点での権利が保障されていない。</li> </ul>

区分	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「権利」と「義務」を明記して欲しい。</li> <li>意見表明・参加の権利が大人に濫用されないような対応を考えて欲しい。</li> <li>遊び、休息することという意味がわからない。</li> <li>子どもの権利が先行するのではなく、社会規範や公衆道徳を守る義務や責任があることをはっきりと示して欲しい。</li> <li>保護者の義務を入れる方が良い。</li> <li>子育ては保護者が第一義的責任を負うが、そのためには、事業者に勤務体制等の工夫を義務付けるとよい。</li> <li>社会全体で子育てを推進することと、保護者が第一義的な責任を有することの整理が必要である。</li> <li>「いじめ」や「自分らしく」など言葉が独り歩きしないよう慎重に使って欲しい。</li> </ul> <p><b>(相談・救済・施策の推進)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所等の関係機関との連携がうまくいっていない現状が解消できるような内容にして欲しい。</li> <li>拠点機能の整備や相談機関が必要となってくる。</li> <li>児童虐待やいじめをどのようになくすのか、具体的な取組内容が見えない。</li> <li>児童養護施設にいる子どもの場合、その境遇だけで権利が保障されていないということにもなるが、そのような子どもの権利を具体的にどう保障していくのかを示して欲しい。</li> <li>総合的な推進は、これでは不十分ではないのか。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動の制限等、社会全体の変革が必要である。</li> <li>子どもの声がやかましいとの苦情がある。もっと子どもに寛容であって欲しい。</li> <li>世田谷区の条例には、「いじめはしてはならない。」というわかりやすく、子どもの視点に立ったものになっており参考にすべきである。</li> <li>子どもを車内に一人で放置していたら取り締まるという案はどうか。</li> </ul>

## 別紙4

## 民生委員・児童委員、その他各種団体等の意見の概要

区分	意見の概要
条例の制定について	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色々な権利が想定されているが、条例が制定されるだけでは何にもならない。制定後の新たな施策や方針の策定、市民への浸透の仕方等をシステム化して対応すべきである。家庭、特に親にきちんと教えていく必要がある。また、このような形だけではなく、心のこもった親から子どもに伝わるような施策を進めるべきである。</li> <li>条例はもっと市民に周知することで関心が高まると思う。</li> <li>条例ができると、モンスターペアレンツに拍車がかかり、收拾がつかなくなると心配している。</li> <li>子どもの権利条約は大人たちにしっかり理解されていない。</li> <li>保護される存在だから権利がないという考え方はおかしい。そういう考え方をすると、例えば寝たきりの人は権利がないということになる。</li> <li>当たり前のことを見直すこと自体が悲しい。地域で子どもを支えて行こうと話し合っているが、条例を作ったからといって子育て世帯の意識が変わるものではない。</li> <li>制定されたとしても浸透するまでは相当時間がかかる。小中高と理解度もまちまちである。子ども同士がもめている時に、人間の命が一番大切だと一生懸命話してあげると理解してもらえる。とにかく命の大切さを教えることが重要である。</li> <li>立派な社会人に育てることが目的というのであれば、各自治体が条例化して実施する意味はある。ただ、権利の濫用が一番怖い。教育プログラム（道徳教育）、社会人としてあるべき姿などを学校教育できちんと教えて欲しい。社会のルールを教えるということの裏付けをとったうえで作って欲しい。</li> <li>子どもたちが作るわかりやすい条例もつくって欲しい。</li> <li>自分たちの仕事が権利条例の中でどのように関わるか意識して取り組めるので良い試みと思う。</li> <li>条例ができることによって、障害児を含めて子育て支援の施策が進んでいくことをとても期待している。</li> <li>条約では2条・23条で障害のある子どもにふれている。条例でも、障害のある子どもについて特出しをしてほしい。例えば、「障害の有無に関わらず・・・」といった表現など。</li> </ul> <p>(制定時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもは権利ばかり主張するのではなく条例の趣旨をしっかり理解して欲しいので、直ぐに制定はしないほうがいいと思う。</li> <li>条例制定の前に道徳教育をしっかりとやってもらい、その後に施行してもらいたい。この条例はむしろ親に必要なものである。受ける方、与える方も事前の教育が大事である。</li> <li>条例はもっと早く制定した方がいい。作ってから考えるというのもありだと思う。</li> <li>条例制定自体はいいことだと思うので石橋をたたいて作るよりも、早く作ってそれから考えるというのもありだと思う。</li> <li>確かに、子どもをめぐる状況は深刻な問題もあることから、時期が遅れても制定された方がよいと思う。</li> </ul>

区分	意見の概要
条例の内容について	<p>(名 称)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの健全育成条例」にしてはどうか。</li> <li>名前を聞くだけだと何か事件があったようなイメージがある、権利という言葉を使うのはどうかと思う。</li> </ul> <p>(前 文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文の「原爆孤児を市民の支援により守り」という言葉が本当に受け入れられるか疑問だ。アメリカ人に養育してもらった人もいる。少し抵抗がある。</li> <li>前文の「原爆孤児を市民の支援により守り、育ててきた」というくだりは、自分が原爆孤児支援にかかわってきたということもあるが、こうした事実を掲げるのは素晴らしい。</li> <li>前文で原爆のこと觸れているのは、広島市に大変ふさわしい。さらに一步進めて、例えば『平和のうちに』子どもが心身ともに健やかに育つ社会を実現する』というように「平和のうちに」という文言をいれた方がよい。</li> </ul> <p>(権利・義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加する権利・特に意見表明権は、子どもが自分の意見を表明することにより、具体的な話ができる対話のスタートになる。そのことにより子どもがわがままになるのではなく、様々なことについての納得や理解が進んだり、他者への思いやりをもつようになるという話を聞いた。</li> <li>児童委員は児童憲章に基づいて実践してきており、条例を作る必要性が薄い。条例は誰のために作るのか。自己満足で終わってはいけない。一番強く浸透させていく必要があるのはどこなのか。権利がある裏には義務があることも教える必要がある。</li> <li>学校現場でおきる一つ一つの事例について細かくはっきりした基準が示すことができなければ現場の教師が混乱する。</li> <li>子どもの権利の濫用とならないよう注意が必要である。</li> <li>条例ができたら、子どもは一面的にしか見ないのでそれを使ってしまう。</li> <li>条例骨子（試案）では、権利が幾重にも強調されている。未成熟な子どもが権利だけを頭に入れて崩れていくのではないかと思う。</li> <li>条例を制定して守らなければならないのは、虐待・いじめ等の一部の子どもの権利である。それを全部の子どもに適用しようとするから歪みが出る。</li> <li>いじめは見つけにくい。親は仕事で忙しいと思うが、小さいときからもっと関わりを持つべきである。このような内容を条例に入れてもらえたらしい。</li> <li>躾と体罰、虐待の違いをある程度出していく必要がある。幼稚園の子どもを夜10時まで外に出しておく、叩かないが言葉で攻め立てる、これらは虐待ではないのか。親は躾だという。</li> <li>子どもの権利の行使について、正しく行使することを知っている者同士であれば行使しても問題とならないが、知っている者が知らない者に対して行使した場合、衝突して問題になるケースもある。誰にとっていい条例なのかということが明確になっていないのではないかと思う。</li> <li>子どもの成長には3つの要素が必要である。①人から怒られる②人に認められる③自分が努力して達成感を持つ。この条例には③が欠けている。</li> <li>遊ぶ、休む権利ばかり主張するのではなく、学ぶ権利をもっと主張すべきではないか。でないと権利を主張して義務を果たさない子どもが増える。</li> <li>子どもの権利条例は権利に対して義務がないように思う。暴走族など一定の規範</li> </ul>

区分	意見の概要
条例の内容について	<p>レベルを超えた集団等に対し、注意や指導ができたり、中止させる仕組みなどがあればいいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>0歳から18歳までが対象であるが、0歳と18歳では全然違うと思う。権利と義務は表裏一体であり、間違った自由や権利が濫用されないように義務をしっかりと認識させることが大切だと思う。</li> <li>条例に権利という言葉を入れると、権利ばかり主張するのではないかと思う。</li> <li>義務の部分はどうしても弱くなるので、義務のことも併せて制定に取り組んで欲しい。子どもの権利に関する法令等は今もあるので、子育て義務条例にしたほうがいいのではないか。</li> <li>「子どもの権利が社会規範や道徳の範囲で認められる。」「保護者や学校が指示・指導するのは当然である。」といった表現がない。このままだと、どうしても権利を誤用し、学校や家庭を混乱させるだけだ。</li> </ul> <p>(表現)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例案の内容については、あいまいな表現ではなくもう少しざバッとした表現が出てこないといけないと思う。親や子どもが権利をはき違えないようにわかりやすい表現や内容にすべきである。</li> <li>条例の骨子（試案）を見た限りでは、条例は具体性に欠ける。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市の財政は依然として厳しい状況にあると思う。条例づくりもいいが、それを解決するため思い切って予算をつぎ込むことも大事ではないか。</li> <li>躊躇などをちゃんと教えられない、他の子が悪いことをしても叱れない親が多いと聞く。家庭で小さい時からきちんと教えられた子どもは大きくなってしまって立派な大人になる。我々は自信をもって育てればいいと指導しているが実際には保護者は不安でしようがないのが実情であり、親への教育が大事である。</li> <li>条例の効果、誰もが勘違いしないような取組などPTAにも十分説明してもらいたい。また、ルール、マナー、規範などを理解させ、地域で安心して活動ができる環境づくりをお願いする。</li> <li>子どもを守るということからいえば、学校、企業、地域、家庭とそれぞれ役割がある。学校には、校風、企業には社風、家庭には家風というように色々な風があり、それをどのように融合させるかということだと思うが、今それがくずれている状況にある中、行政としてどのように子育てに取り組んでいくのかが重要である。</li> <li>子ども自身が、権利とはなにか、自分にどんな権利があるかといった情報を知らない。子どもに対する教育に力を入れて欲しい。</li> <li>家庭をしっかり守っていけば、地域へ繋がっていく。</li> <li>専業主婦の価値を認めていない。子育ては重要な仕事である。専業主婦に手当を出すといったことがあってもいいのではないか。</li> <li>親の事情により医療を受けられない子どもたちがいる。また、最近経済的理由で高校を退学する子どもたちが増えていると聞く。こうした子どもたちの救済も重要になっている。</li> </ul>

PTA説明会アンケート	
区分	意見の概要
(全般)	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島市が子どもの権利を守り、心身ともに健やかに育成していく決意表明だと感じた。</li> <li>子どもが元気のできるわかりやすい条例を作りたい。</li> <li>子ども達を守る最低限の権利は当然必要。本当に子どものためになる施策をじっくり取り組み、良い結果を出せるものにして欲しい。</li> <li>子どもの権利は親の義務でもあり、文字にすることで大人がきちんと認識することに意義がある。</li> <li>肝心な時に、子どもが必要としている時に手が差し伸べられるような条例であつてほしい。</li> <li>義務を快く果たせるような具体的な権利条例ならば賛成だ。</li> <li>平等に子育てのしやすい街になる環境を整える努力が必要。親にも余裕が生まれ、豊かな子育てができる。</li> <li>広島市の問題点、課題を抽出してから、対応策としての条例をつくるべき。</li> <li>固められた義務教育の中、もっと自由に学校や先生が子どもを教育していくようになればよい。教育委員会と子育てをしている私たちが、もっと接点があればいいと思う。</li> <li>条約にはあたりまえのことが書いてあり、なぜ条例にするのかがわからない。</li> <li>大人の思いで条例を作り、勝手に押し付けているようにしか思えない。</li> <li>条例にしなくとも、日ごろ気をつけることとしておけばいい。</li> <li>条例を作ることではなく、子どもの権利を守るために様々な施策を充実することに力を注いでほしい。</li> <li>今ある機関等にお金を回して充実していくことが早道ではないか。</li> <li>今現在苦しんでいる子どもたちを守れる施策をもっと考えてほしい。</li> <li>条例より、実生活に即した市政を考えてほしい。</li> <li>具体的に子育て支援として何をする、ネットワークづくりとして何をするか盛り込んでいかないと効力は発揮されない。</li> <li>権利条例にひっつけなくても、もっと違った広島市独自のやり方があると思う。</li> <li>時間や予算を子どもに関わる指導者づくりに注いでほしい。子どもに目を向けて接してくれる大人を何とかする策が必要だ。</li> <li>具体的にどのような活動をするのか説明してないので、何がしたいのかわからない。</li> <li>社会全体の意識改革のために予算を使ってほしい。</li> </ul> <p>(検討プロセス)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終案まで、何度も意見交換していけたらと思う。</li> <li>今後も本日のような機会を作ってほしい。</li> <li>つらい子どもが本当に救われる状況が具体的によくなるものと確信できた時に制定されることを願う。</li> </ul>

区分	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>制定ありきでは納得できない。知らない人が多すぎる。</li> <li>あせる事なく、いろいろな意見を聞いた上で、わかりやすいものを作ってほしい。</li> <li>まだまだ様々な方の意見を聴き、もっと議論すべき課題だと感じた。</li> <li>学校や家庭が混乱しないようにもっと時間をかけて検討すべきだ。</li> <li>虐待・体罰・いじめについては、声明に直結する問題なので、即効性のある内容で作成してほしい。</li> </ul>
条例の内容について	<p><b>(全般)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利・義務・自由・責務を子どもたちが理解できる内容にしてほしい。</li> <li>安心して生きる権利のみ大人が知つて守つてあげるのがよいのではないか。</li> <li>遊びの権利、どんな子どもでも遊べる場所、障害があつても遊べる屋内などの場所が広島市にはないと思う。</li> <li>権利侵害された子どもを守る、権利侵害した大人に子どもを人間扱いすることを知らしめるための条例であればよい。</li> <li>子どもを健全に育成するための機関・施策など仕組み作りを充実していくのはとても望ましい。</li> <li>権利という言葉にすると固くわかりにくい。当たり前のことと当たり前にできるよう、するようすればいいのではないか。</li> <li>必要性を説得しうる程の具体性に欠ける。</li> </ul> <p><b>(個別条例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的に対応しようとすれば齟齬が生じると思う。具体的な課題には個別に対応するしかない。</li> <li>子どもの権利に関する条例と子育て支援的な施策を目的とするものは、分けて行った方が理解がしやすい。</li> <li>子どもに正しい環境を与える条例とした方が対策されようとしていることに合っている。</li> </ul> <p><b>(権利の濫用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利の誤った解釈を防止するための措置を十分にとった上で、よい条例にしてほしい。</li> <li>子どもたちが条例を理解し、自信と安心を取り戻し自律できることを期待する。条約の存在を知る機会を多く作り、権利=責任、責任ある行動をとる基礎となればと思う。</li> <li>子供に権利を与えすぎて、我慢のできない、人の意見を聽かない子どもが増えて大人になって、人の親になって、子育て放棄、虐待をしているように思う。</li> <li>権利を主張しすぎたり、悪意にとらえたり、混乱を招く恐れがある。大人がもつと思案し、考えていく必要がある。</li> <li>過剰な人権意識を持った人や団体に利用されないか心配である。</li> <li>濫用される可能性があるから問題になっている。とてもあいまいなものだという気がする。</li> <li>権利と義務のセットで制定すべきと思う。</li> <li>ルールやマナーが守られていない今、権利を主張するのは危険なのではないか。</li> </ul>
	<p><b>(施策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実行するだけの経済力が広島市にあるのか。</li> <li>児童相談所の充実については是非進めてほしい。</li> <li>いじめ、虐待以外の子どもに悪影響を与えていたる環境をどうするか考えてほしい。</li> <li>母子家庭で母が長時間働いていたり、子どもが外でぶらぶらするケースに対し、条例はどのように救ってくれるのか。</li> <li>条例の前にできることを早く始めてほしい。</li> <li>「子どもの権利侵害等について総合的な相談支援を行う拠点機能の整備」について、具体的な内容がわからないと、条例の必要性が判断できない。</li> </ul> <p><b>(大人等の責務)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の責務、事業者の責務を強化して、子どもと保護者が向き合える時間と心のゆとりを確保するべき。</li> <li>まず大人の教育をどうするか考えてほしい。</li> <li>親のモラルの低下をどうにかすべきである。</li> <li>保護者の子育ての義務をしっかり指導するのが先。</li> <li>まず大人側に厳しい規定を設けていく方が認識・浸透しやすい。</li> <li>子どもを守るのは大人、地域等であるから、大人の責務を規定するのみがよい。</li> <li>大人の責務・保護者の責務が一番大切だと思う。</li> <li>社会人、親、保護者としての認識教育を充実させてほしい。</li> <li>親に原因があると思う。親の関わり方、環境を整えることが大切だ。</li> <li>子どもが守られる権利は当然のこと。それができないのは大人の責任。</li> <li>子どもの元気を取り戻すのならば、教育現場をしっかりと見て、先生をもっとのびのびと先生らしくできるようにしてあげてほしい。</li> <li>大人に関する義務・責務という条例を考えるべき。</li> <li>大人に対しての条例を作る方がより効果的であるように思う。</li> <li>保護者の義務をまず明文化したほうが解決する問題は多いと思う。</li> </ul> <p><b>(罰則規定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>罰則がなければ条例を守る人が増えないと思う。</li> <li>拘束力のない条例に意味があるのか。</li> <li>罰則のないものは意味がない。</li> </ul>
	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見やアンケートの内容については、ホームページ等でよいのでできるだけ公表してもらう方が良い。</li> <li>現状分析・評価もしっかりして、広島市として課題等についての方向性をフィードバックしてほしい。</li> <li>子どもにも説明会を開いてほしい。</li> </ul>

区分	意見の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>現実の中学校等では、一般常識では考えられない子も増えている。そんな子どもたちがますます増長してしまう。</li> <li>中途半端な権利意識を持つと教育現場の混乱が増え、悪いことは悪いという筋が通らなくなったりはしないか。</li> </ul>
	<p><b>(施策)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所の充実については是非進めてほしい。</li> <li>いじめ、虐待以外の子どもに悪影響を与えていたる環境をどうするか考えてほしい。</li> <li>母子家庭で母が長時間働いていたり、子どもが外でぶらぶらするケースに対し、条例はどのように救ってくれるのか。</li> <li>条例の前にできることを早く始めてほしい。</li> <li>「子どもの権利侵害等について総合的な相談支援を行う拠点機能の整備」について、具体的な内容がわからないと、条例の必要性が判断できない。</li> </ul> <p><b>(大人等の責務)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の責務、事業者の責務を強化して、子どもと保護者が向き合える時間と心のゆとりを確保するべき。</li> <li>まず大人の教育をどうするか考えてほしい。</li> <li>親のモラルの低下をどうにかすべきである。</li> <li>保護者の子育ての義務をしっかり指導するのが先。</li> <li>まず大人側に厳しい規定を設けていく方が認識・浸透しやすい。</li> <li>子どもを守るのは大人、地域等であるから、大人の責務を規定するのみがよい。</li> <li>大人の責務・保護者の責務が一番大切だと思う。</li> <li>社会人、親、保護者としての認識教育を充実させてほしい。</li> <li>親に原因があると思う。親の関わり方、環境を整えることが大切だ。</li> <li>子どもが守られる権利は当然のこと。それができないのは大人の責任。</li> <li>子どもの元気を取り戻すのならば、教育現場をしっかりと見て、先生をもっとのびのびと先生らしくできるようにしてあげてほしい。</li> <li>大人に関する義務・責務という条例を考えるべき。</li> <li>大人に対しての条例を作る方がより効果的であるように思う。</li> <li>保護者の義務をまず明文化したほうが解決する問題は多いと思う。</li> </ul> <p><b>(罰則規定)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>罰則がなければ条例を守る人が増えないと思う。</li> <li>拘束力のない条例に意味があるのか。</li> <li>罰則のないものは意味がない。</li> </ul>
	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見やアンケートの内容については、ホームページ等でよいのでできるだけ公表してもらう方が良い。</li> <li>現状分析・評価もしっかりして、広島市として課題等についての方向性をフィードバックしてほしい。</li> <li>子どもにも説明会を開いてほしい。</li> </ul>